様式第13号(第9条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

土佐清水市長

代　執　行　令　書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有(管理)する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告(再戒告)しましたが，指定の期日までに義務が履行されませんでしたので，空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき，次のとおり代執行を行いますので，行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

　　なお，代執行に要するすべての費用は，行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また，代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても，その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 する物件

　　土佐清水市 番 号

　　住宅(附属する門，塀を含む)

2　代執行の時期

　　 年 月 日～ 　年 　月　 日まで

3　執行責任者

　　土佐清水市 課長

4　代執行に要する費用の概算見積額

　　約 円

(教示)

1　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に土佐清水市長に対して審査請求をすることができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

2　この処分の取消しの訴えは，この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に，土佐清水市を被告として(訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。)，提起することができます。ただし，この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても，この処分の日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。